

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第5回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会																
開会及び閉会日時	平成22年8月10日(火) 午後2時～午後3時45分																
開催場所	文化センター第1研修室																
委員長氏名	委員長 河井宏暢																
出席委員(者)氏名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢																
欠席委員(者)氏名	なし																
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一																
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一 主事補 長谷川知亮																
会議次第	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1</td> <td>開</td> <td>会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td>議</td> <td>題</td> <td>北本市における市民参画制度の現状について(3)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td>そ</td> <td>の</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4</td> <td>閉</td> <td>会</td> <td></td> </tr> </table>	1	開	会		2	議	題	北本市における市民参画制度の現状について(3)	3	そ	の	他	4	閉	会	
1	開	会															
2	議	題	北本市における市民参画制度の現状について(3)														
3	そ	の	他														
4	閉	会															
配布資料	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">1</td> <td>次第</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2</td> <td>市民参加条例 他都市の状況</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td>和光市市民参加条例 目次</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4</td> <td>第3回委員会で抽出された北本市における市民参画の問題点の集約</td> </tr> </table>	1	次第	2	市民参加条例 他都市の状況	3	和光市市民参加条例 目次	4	第3回委員会で抽出された北本市における市民参画の問題点の集約								
1	次第																
2	市民参加条例 他都市の状況																
3	和光市市民参加条例 目次																
4	第3回委員会で抽出された北本市における市民参画の問題点の集約																

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>1 開 会 これより、平成22年度第5回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。</p>
河井委員長	<p>2 議 題 本日の議題は「北本市における市民参画制度の現状について(3)」である。 前は、北本市で現在整備・運用されている市民参画制度について、担当者から直接説明をいただいた。まずは、前回のまとめを事務局に願います。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 説明—</p>
河井委員長	<p>次に、今回配布した資料「第3回委員会で抽出された北本市における市民参画の問題点の集約」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 説明—</p>
河井委員長	<p>第3回委員会で抽出されたこれら10の問題点について、どのような解決方法が考えられるか、既存の市民参画制度で問題解決可能か否か、(1)から順に一つ一つ検討を行っていきたい。 検討に入る前に、第3回委員会で挙がらなかった問題点や、10の問題点の中で内容が重複する部分があれば、あらかじめ指摘してほしい。</p>
高橋（伸） 委員	<p>第3回委員会では深く議論できなかった部分だと思うが、市民と行政との間で、北本市をどのようなまちにするかという明確な「ビジョン」が共有されていないように感じる。</p>
河井委員長	<p>市のビジョンとは総合振興計画であるから、『広報きたもと』や公式サイト等を通じ、総合振興計画の項目を、市民に伝わるよう一つずつわかりやすく紹介する必要がある。市民とのビジョンの共有化が図られなければ、双方の議論がかみ合わなくなる。</p>
高橋（伸） 委員	<p>「緑にかこまれた健康な文化都市」という将来都市像は昭和50年代から変わっていないが、「緑にかこまれた」「健康な」「文化都市」、それぞれどのような指標をもって評価するのか不明確である。</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>標語自体は興味深いものだ。しかし、たとえば「緑にかこまれた」の部分を取り上げても、市に存在する「緑」の全てが市所有の財産ではないわけであるから、「緑」を残し育てていくつもりであれば、市が所有者から土地を買い取り保護する等、何らかの積極的な方法で取り組む必要がある。そうした市のビジョンや行動姿勢が、現状では市民と必ずしも共有されていない。</p>
高橋（伸） 委員	<p>北本駅西口の駅広再整備問題においても、「駅＝市の顔」だと市から唐突に提示され、いつの間にか再整備が進められていった印象がある。市の戦略として市外の人々から北本市をどのように見られたいのか、市民と行政との間で合意形成が図られていなかった。</p> <p>民間企業では、年齢・性別・職業等、社会の層ごとの企業イメージの調査を企業自らが主体的に行っている。企業の実態と人々のイメージとを比較することで、優秀な人材の確保や商品の販売戦略に役立てようとするものである。</p>
古賀委員	<p>市民憲章の「緑にかこまれた」の部分は、一般的にイメージしやすい雑木林だけでなく、農地等も含めた多面的な景観問題として捉えるべきである。市民が所有する「緑」も多いため、行政だけで議論していても解決しない。自然環境等を市民や自治体が高額で買い上げて保護する「ナショナル・トラスト運動」等、逆に市民から行政を巻き込む形で市民運動を起こしていかなないと、目標に掲げられた将来都市像は到底実現できない。</p>
河井委員長	<p>「他人任せの『緑』の保護」のままでは、標語の実現は不可能であろう。</p>
古賀委員	<p>雑木林や農地に加えて、個人宅の垣根も、まちの景観には大きく影響する。垣根の改築について、申請を行えば市から補助金が出る制度もあるようだが、制度の利用はほとんど無いらしい。</p>
関山委員	<p>自治基本条例制定の際の市民ワークショップでも、塀の境に木々を植えない場合は改築を禁止することを条例化しようという意見があった。そのような一定の規制等が無いと、市の景観を守ることは難しいだろう。</p>
秋吉委員	<p>市民と行政の双方が合致できる部分を見つけて、それを基盤に議論を重ねていかなければならない。</p> <p>一方で、市民同士の繋がりも重要だ。「審議会」や「市民検討委員会」等、各会でさまざまな良い議論を行っていても、まちづくりに</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>対する市民同士の意識の共有が実現できていない。市民が社会問題を自覚的に一人一人の問題として捉え、市民の総合的な意思を行政に伝えるためのパイプを、しっかりと育てていく必要がある。</p> <p>市政へ参画したくともどう行動したら良いのかわからないでいる市民も多い。そうした人々に対して明確な道筋をつけていくのが、私たち市民検討委員会の仕事である。</p> <p>それでは、10の問題点について、(1)から順に検討を行う。適宜、事務局から説明をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">(1) 計画段階での情報公開等、共通理解を築くための早い段階での市民参画の手順が不足している。</p>
事務局	<p>北本市情報公開条例や北本市自治基本条例では、行政情報の積極的な情報公開と早い段階での市民参画を原則としています。こうした規定を、具体的にどのような方法・手順を用いて実現するのか、行政の行動に対して一定の縛りをつけるのが、市民参画推進条例の役割です。</p>
河井委員長	<p>情報公開や市民参画については、現在は各課の担当者の個別判断に委ねている状況である。</p> <p>他市の例を挙げると、和光市市民参加条例では、こうした案件ではこうした内容で情報公開や市民参画を求める、と具体的な判断基準まで規定している。</p> <p>今回、市民参画推進条例を検討するにあたっては、自治基本条例の具体化と情報公開条例の見直し、これらの両面から考えていく必要がある。</p>
高橋（伸） 委員	<p>前回の委員会で、北本市には現在42の審議会が存在するとの説明があった。これらの審議会ではカバーしきれない事業分野があるのではないか。</p> <p>たとえば、「市民便利帳」を市がサイネックスと共同発行する事業では、計画段階での市民参画が不十分であったように感じる。現在設置されている審議会では対応可能か否か、それとも対応すべき審議会が有効に活用されていないのか。</p>
事務局	<p>審議会は、一般的に、こまかな各事業よりも上位の「計画」レベルで市民参画を求める制度です。そのため、「市民便利帳事業」を直接審議する審議会はありません。</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>審議会よりも先に、まずは事業に係る市民団体に意見を求める等して市民との合意形成を図るべきである。現在の市には、事業を進める際の市民参画の手順や方法についての決まりが無い。市民参画推進条例を制定して、行政の行動に縛りをかけていかなければならない。</p> <p>市民参画について、市は「やっている」と言う。しかし、市民の考えと行政の考えは、実際のところ大きく異なっている。現場の担当者の判断レベルから正せるような明確な規定をつくっていく必要がある。</p>
高橋（陽） 委員	<p>市長から委嘱を受け、「審議会」と名のつくものに委員として携わったことがある。</p> <p>審議会は、市長が自らの権限で設置するものなのか、市民が訴えて構成するものなのか。</p>
事務局	<p>審議会は、地方自治法に基づき市長の附属機関として設置するものです。</p>
高橋（伸） 委員	<p>市長の恣意的な運用が可能ということか。</p>
事務局	<p>そうした状況に陥らないよう、「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」には審議会委員の公募の規定が設けられています。</p>
河井委員長	<p>審議会の適切なあり方については、市民参画推進条例に規定する市民参画メニューを検討する際に、別途機会を設けて議論することとしたい。</p> <p>(2) 市民が市政に関する情報を積極的に得るため、又は行政が特定の問題について関心の高い市民を見つけるために、市民登録制度が必要である。</p>
河井委員長	<p>現在は、条例か否かを問わず市民登録制度そのものが無いのか。</p>
事務局	<p>ございません。</p> <p>一般的に市民登録制度は、市政に関心のある市民が市に市民登録を行い、その登録者に対して市が審議会等の情報を積極的に提供していく制度ですが、北本市では、現在のところそのような制度は設けていません。</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
須藤委員	市民登録制度で自分の得意な分野を登録する等して審議会の委員になったとしても、個々の審議事項について直接の利害関係が無ければ強い関心は持てず、積極的な意見を出しにくいのではないかと。
高橋（伸）委員	本人が「なりたい」だけでなく、他の市民が「出したい」人を選出できるような制度が望ましいと思う。
河井委員長	純粋な公募で選出するための登録制度と、専門性の高い知識を有する市民を他薦する登録制度、2種類の市民登録制度が必要かもしれない。
高橋（伸）委員	政策の最終的な判断には広く市民参画が必要だと思うが、それ以前の、政策の内容を検討する段階では専門的な知識を有する市民が主導的に携わるべきである。適切な市民参画の方法を、検討の段階に応じて考えていくべきだ。
秋吉委員	やはり、一般的な市民が政策の評価をするための「たたき台」をつくるのは、専門的な知識を有する人に行ってもらった方が良いと思う。
河井委員長	北本市自治基本条例を制定する際には、普通の市民が、市民ワークショップから始めた。
高橋（伸）委員	まさに「市民感覚」から始まった。
河井委員長	こうした「市民感覚で案を作成→専門家の監修」という順序で進む検討方法と、「専門家によるたたき台→市民の判断」という検討方法、それぞれを適切に使い分けて、より良い市民参画のあり方を考えていかなければならない。
宮城委員	市民の意思の全体像を行政がいかにか把握するかが最も重要だと思う。市民全員を一堂に会して議論するのは困難だが、地区コミュニティ等の規模で説明会を頻繁に開催することによって市民の意見を適切に把握し、政策の検討過程に反映させていく必要がある。個々の市民が持つ意見を、大きな総意として、市民運動となるように昇華していかなければならない。
河井委員長	市民の総意をまとめていくために、市民から行政に対して政策提案ができる制度の導入が必要という理解でよろしいか。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
宮城委員	<p>法律の文言として形式的にまとめ上げることも重要だが、行政が市民全体の意見を政策検討過程に常に反映できるよう、意見聴取の機会を積極的に設けていく必要があると思う。</p> <p>(3) 前向きにおそれずに市民参画を進める、行政・議会側の意識が不足している。</p>
河井委員長	<p>北本市自治基本条例第4条第3項には、「市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障する。」と規定されている。この規定はまちづくりの基本原則であり、市民参画推進条例で市民参画の手続や方法を具体化させ、行政への縛りを明確にしていく必要がある。</p>
高橋（伸）委員	<p>市民参画の推進をおそれる意識が、現在の行政や議会には存在するののか。</p>
事務局	<p>庁内検討委員会作業部会では、一つの政策に賛否さまざまな市民の声が集まることで市が行う政策が全く進まなくなってしまうのではないかと、という不安を口にした職員もいます。</p> <p>市民参画を大原則に、市民との合意の上で市民参画の適用除外項目を事前に決定し、効率的な行政運営を維持できるよう配慮する必要があります。</p>
高橋（伸）委員	<p>行政マンは全て悪い奴だ、と決めつけて心無い文句を言う市民もいる。</p>
河井委員長	<p>理に合わないことばかりを言う市民については、行政はむしろ毅然とした対応をしてもらいたい。声の大きな市民からのちょっとした文句や「市長への手紙」で苦情を受けたら市の判断を覆してすぐに対応する、これが果たして「公平」なのかといえば、決してそうではない。市としての判断基準を、市長から担当者までしっかりと明確にしてもらいたい。</p> <p>(3)については、北本市自治基本条例を具体化し、市民参画の方法・手段・判断基準を明らかにすることにより改善を図っていきたい。</p> <p>(4) 批判に傾倒するだけでなく、行政・議会と一緒に市政改革に取り組むという市民側の意識が不足している。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員	(3)と(4)の問題点は関連するのではないかと思う。批判ばかりで生産的な議論ができない市民がいるから、行政・議会は市民参画をおそれる。行政・議会が市民参画に及び腰であるから、一部の市民は感情的な物言いになる。
河井委員長	批判だけでなく、市民政策提案制度等、市民からの建設的な提案ができるような仕組みを考えていきたい。 (5) 行政や議会に任せきりにするのではなく、市民も自分たちで考え討議し、共にまちづくりに参加しなければならない。
河井委員長	(5)も(4)と同様の内容か。
事務局	(5)は、(4)に挙げた「市民と行政との関係」についてではなく、まちづくりには「市民同士」の討議や協力が不可欠なのではないかという内容です。NPOや市民団体等の市民活動を行政側が積極的に支援し、市民自らが公共を担う土壌を積極的に築いていく必要があります。
河井委員長	市民検討委員会の検討スケジュール（市民参画推進条例→協働推進条例→市民活動促進施策の検討）から考えれば今回直接扱う内容ではないかもしれないが、市民活動の活性化は市民参画の促進にも深く関連するものだろう。
高橋（伸） 委員	以前説明を受けた委員会のスケジュールでは、「参画」「協働」「市民活動支援」と3つに分けて検討し、前者2つの条例化を目指すというものであった。しかし、市民活動支援の施策についても条例とし、市民が主体的に公共を担える仕組みづくりを推進していく必要があると思う。
事務局	市民検討委員会において、市民活動支援についても条例化が望ましい、という判断がなされれば、そのように対応していきたいと思えます。 (6) 目先の結果だけでなく将来の予測データを踏まえた政策設計が必要である。そのための行政・議会・市民の意識が不足している。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員	自分たちの立場が有利になるようなデータを銘々が勝手に集めるのではなく、その分野の「専門家」が出しているデータを客観的に分析して政策に活かす姿勢が必要だ。
古賀委員	北本駅西口の駅広再開発問題についても同様の指摘ができる。 先の国勢調査のデータによれば、北本市の人口は将来大きく減るとのことだった。人口が減るということは車の台数も減るものと類推される。将来的に車の台数の減少が見込まれる中で、駅の利便性や交通量をどのように評価していくか、これは非常に難しい問題だ。
河井委員長	市が得たデータは市民にわかりやすく公表し、市民が良し悪しを判断できる状態にしなければならない。
高橋（伸） 委員	データ収集後に予期せぬ事態が起きて過去の予測データを変更する必要が生じた場合にも、速やかに修正を行い、正しいデータを市民に公表し直す必要がある。
宮城委員	北本市ではないが、昔は何か「箱物」をつくるというのが首長の一種のステータスだった。地域をまとめる自治会長、首長、議員等、時々権力者は、自らの政治的な姿勢を固定化してしまいやすい。何か物事を進めようとしていたとしても、関連するデータが大きく変わった場合には、方針を修正・転回して全てを見直す柔軟な発想が必要だ。
河井委員長	さまざまな計画を立てる際に行政がしばしば用いる「5年」というスパンは、変化の著しい現在の社会においては長過ぎる。行政には、どのような計画についても計画を定期的に見直し、データや意見を実態に近づけ、その情報を随時公表し、政策に積極的に反映させる姿勢を持ってもらいたい。 (7) 市民が具体的に建設的な政策提案を行うための市民政策提案制度の整備が必要である。
河井委員長	市民政策提案制度の条例化はあり得るのか。
事務局	市民政策提案制度を導入するのであれば、市民参画制度のメニューの一つとして市民参画推進条例に規定する必要があると考えます。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員	<p>「市民政策提案」と、市民からさまざま出される「要望」や「アイデア」とを峻別していかなければならない。それぞれの定義はどのようにするのか。私は、「政策提案」と評価するためには、政策をどのような予算で具体的にどのように実施するのか、そのレベルまで検討・整理した政策案でなければならぬと思う。</p> <p>市民政策提案制度について、他市の運用状況やデータを知りたい。</p>
事務局	<p>庁内検討委員会作業部会でも同様の議論がありました。政策提案の対象事項と適用除外事項をそれぞれ明示し、市民政策提案制度が単なる「苦情」の窓口にならないようにする必要があります。</p> <p>たとえば和光市では、和光市市民参加条例第6条において、市民参画の対象事項と適用除外事項を規定しています。</p>
秋吉委員	<p>高橋（伸）委員が、「政策」と単なる「要望」や「アイデア」とは峻別されるべきとの意見を出された。</p> <p>しかし、たとえば若い主婦たちが子育てに関してとても良い「要望」を持っていたとしても、たまたま彼女たちが法律に則った「論理的」な文章力・表現力を有しない場合、彼女たちの意見は市政に反映できなくなる。</p> <p>こうした「普通」の市民の意見を形式の整った「政策案」の形にまとめ上げる機関や窓口が必要ではないか。どこで相談したら良いかわからずにせつかくの有用な意見が埋もれてしまうことの無いように、市民参画の垣根を低くしていかなければならない。</p>
高橋（伸） 委員	<p>たしかに、何十ページに渡る計画書が無いと「政策」と認めない、というのであれば、「普通」の市民の「要望」や「アイデア」は吸い上げられない。</p>
事務局	<p>市民政策提案の要件として、多くの自治体が10～30名程度の市民の連署を規定しています。市民の共感や合意が一定程度得られた提案には市民政策提案制度で対応し、それ以外の市民の声には「市長への手紙」等の他の市民参画制度で対応するのが一般的なようです。一つの制度には長所と短所があります。さまざまな制度を効果的に組み合わせることにより、市民参画の間口を広げていく必要があります。</p>
秋吉委員	<p>1人や2人の「要望」や「アイデア」をお持ちの方はこちらに、連署や様式の要件を満たした「政策提案」の方はこちらに、というように、一般の市民が自らの意見を市政に伝えるための適切な</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（陽） 委員	<p>窓口はどこなのか、市のありとあらゆるところで明示してほしい。</p> <p>市民参画制度を市が一本化した窓口として、「市民参画窓口」が必要ではないか。</p>
秋吉委員	<p>市民が利用する「市民参画制度」なのだから、条例化する際には難しい文体ではなく平易で理解しやすい「しゃべり言葉」で規定したい。</p>
事務局	<p>法規としては「〇〇である」調が一般的だとは思いますが、市民向けの説明は別途パンフレットを作成するなどして可能な限りわかりやすいものにしていく必要があります。</p> <p>「市民参画窓口」の話がありましたが、市民参画制度を一括して条例化し有効に機能させていくにあたって、各制度の窓口が各課に散在する今の市の状態では対応しきれなくなる可能性があります。こうした、条例に合わせた「行政の組織改革」についても当委員会で検討し、的確に答申していただきたいと思えます。</p>
古賀委員	<p>協働分野の話だが、自治基本条例制定研究懇話会では、市民と行政の橋渡し役となる「中間窓口」の設置について議論があった。</p>
河井委員長	<p>もし「市民参画窓口」を設けるとしても、しっかりとした能力とやる気のある職員を配置しなければ、市民との単なる世間話に終始してしまうことになるだろう。市民の意見を的確に吸い上げ、進むべき方向性を市民に提示し、意見を政策の中身として活用していけるような有効な窓口体制を早急に築く必要がある。</p> <p>現状のバラバラな市民参画窓口は、縦割り行政の弊害の一側面であろう。(7)は、北本市のまちづくりの全体に関わる非常に重い内容だと思う。慎重に検討を行っていききたい。</p> <p style="text-align: center;">(8) 各種市民団体との連携や、事前の呼びかけが不足している。</p>
事務局	<p>(8)は、個人の市民参画だけでなく「行政と市民団体」の間の連携をさらに深めるべきこと、連携を実現するためには政策の計画・実施以前の段階で情報共有が適切に図られるべきこと等を念頭に据えた問題意識といえます。</p> <p>先に出た、市とサイネックスが「市民便利帳」を共同発行する際に市民団体との意見交換が不十分であった、といったような問題に関連する内容です。</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	「行政として」市民に対するアプローチが不足している、という問題意識が提示されたということによろしいか。
事務局	そのとおりです。
河井委員長	市民団体との連携や情報共有の基準を担当者レベルの判断に任せ ておいては、やはり不明瞭になる。条例で行政全体に縛りをつけて、 市民参画が有効にはたらく仕組みを構築していく必要がある。
事務局	行政としては、声の大きな市民に施策に関与されると「こじれる」 あるいは「時間がかかる」といった受け身の意識を抱いている職員が 多いように思います。
河井委員長	もう実施するだけという段になっていきなり「案」を提示されても、 市民は当惑してしまう。計画する政策の実施に深く関係する団体には 計画段階でしっかりと「根回し」し、初歩の段階から着実に合意形成を 図っていく必要がある。
高橋（伸） 委員	行政から市民に対しての丁寧なオリエンテーションが不可欠だ。 私も、市の教育委員会に怒鳴り込んだのが行政との関わりの始まり だった。行政はさぼっている、と頭ごなしに批判してくる市民も たくさんいる。そういった市民の誤解を、一つ一つ解いていかなければ ならない。
秋吉委員	市民も行政も、互いに先入観を持って接してはいけない。
河井委員長	行政職員は普段から頑張っているとは思いますが、時々、裏切られる ことがある。
古賀委員	(8)について、現在の市は改善とは全く反対方向に進んでいるように 感じる。人員削減を進める中で各担当者の所掌事務が増大し、本 当に必要な分野に割かれるべき職員までもが切り落とされている。 北本市ごみ減量等市民会議のリサイクル委員会で行っていたフリー マーケットも、今回は市からの協力が得られず、中止になってしま った。協働でやらなければならないもの、市民への支援が必要なも のは何か、改めて考え直す必要がある。
高橋（伸） 委員	現代社会は協働分野の危機に瀕していると思う。行政と市民の互 いの適切なあり方について、慎重に議論を進めなければならない。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>(9) 市民の意見を的確に反映するため、市民参画制度を改善する必要がある。</p> <p>われわれがこの委員会で検討していく内容の総括であろう。</p>
河井委員長	<p>(10) 情報共有という自治基本条例の精神（原則）を行政・議会・市民がよく理解して行動すべき。</p> <p>北本市自治基本条例の精神を行政・議会・市民それぞれに周知し、三者が共に協力してまちづくりを行う仕組みを構築していかなければならない。</p> <p>本日取り上げた10の問題点は、これまでどおりの市政運営の継続では全く対処しきれないものである。市民参画推進条例で市民参画の手段・方法・判断基準を明示し、市政に対する市民参画を有効に機能させていかなければならない。</p> <p>その他の配布資料について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>配布いたしました資料「市民参加条例 他都市の状況」を御覧ください。</p> <p>市民参加条例を制定済の他都市の状況を一覧にしました。今回は全国から47の自治体を挙げましたが、市民参加条例の制定は国の法律で義務付けられたものではなく登録制でもないため、市民参加条例を制定した全ての自治体を網羅したデータにはなっておりません。また、条例の名称・制定形式・内容等は、自治体によってさまざまです。</p> <p>市民参加条例の制定の仕方には、北本市が目指すような「自治基本条例の委任条例として市民参加条例を規定する方法」や、「自治基本条例・市民参加条例・協働推進条例等の各内容を複合的に一つの条例にまとめる方法」等、さまざまな方法があります。</p> <p>北本市が目指す「自治基本条例の委任条例として市民参加条例を規定する方法」で制定した例として、表の27「久喜市市民参加条例」、31「大和市市民参加推進条例」、32「静岡市市民参画の推進に関する条例」、36「宮古市市民参画推進条例」、46「奥州市市民参画条例」等が挙げられます。</p> <p>他都市の条例の詳細は次回御説明したいと思いますが、今回は参考までに和光市市民参加条例の目次を配布いたしました。和光市は、それまで多かった「理念型条例」ではなく、市民参画の選択肢を一つ一つ明示した「メニュー型条例」の先駆とされています。</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>次回は、他都市の状況について、いくつかの自治体を取り上げて具体的に研究していきたい。</p> <p>他に何か質問のある委員はいるか。</p>
高橋（伸） 委員	<p>今後のスケジュールの確認だが、「先行市」の市民参画制度担当者を招いて制度運用の実状について説明を受けたり、委員会や事務局で「先行市」の視察を行ったりする予定はあるのか。</p>
事務局	<p>現在のところそのような予定はありません。</p>
河井委員長	<p>委員の皆様から特に意見等が無ければ、本日の議事はこれで終了する。</p> <p>3 その他 次回の委員会は8月23日（月） 午前9時30分から午前11時まで 北本市役所第3庁舎2階研修室で開催予定</p>
加藤副委員長	<p>4 閉 会 それではこれをもちまして、平成22年度第5回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了いたします。お疲れさまでした。</p>